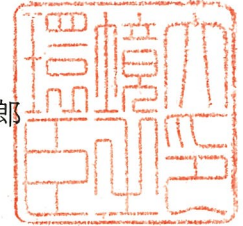


アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の指定  
について

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第5項（同法第37条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第36条第1項の規定により指定しようとする生息地等保護区及び同法第37条第1項の規定により指定しようとする管理地区について、次のとおり公告する。

令和3年3月4日

環境大臣 小泉進次郎



1 生息地等保護区の指定

(1) 生息地等保護区の指定の区域

沖縄県島尻郡久米島町字島尻、字儀間、字山城および字真我里の各一部計599ヘクタール

(2) 指定に係る生息地等保護区の名称

アーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区

(3) 生息地等保護区の指定の区域の保護に関

## する指針の案

### 1) キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

キクザトサワヘビは久米島にのみ分布する固有種で、我が国唯一の淡水性のヘビ類である。本種は極めて隠蔽的な生態をしていることから、域外保全に関する基礎生態学的知見はほとんどなく、本種を保護するためには、本種の主要な生息地を保護することが重要である。

本種は自然度の高い山岳溪流の水域及びその周辺に生息しており、水環境への依存性が極めて高い。そのため、本種の保護にあたっては、溪流、沢等の水質を適切に保つとともに、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要である。

当該区域は、本種の生息に適した水域が良好な状態で維持されていることから、本種が多く確認されている。久米島の中でも当該区域には集中して個体が確認されており、当該区域を本種にとって適切な環境に維持していくことは、本種の保護を図る上で重要である。

このような状況から、本種の主要な生息

地である当該区域を生息地保護区に指定し、保護することが必要である。

- 2) 生息条件の維持のための環境管理の指針  
キクザトサワヘビの生息条件を維持するため、当該区域における各種行為は、生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

さらに、本種の個体の生息する水域及びその集水域並びに周辺の連続した自然環境を有する地域については、本種の個体の生息にとって特に重要な地域であることから、管理地区として指定し、管理地区の区域の保護に関する指針に従って生息環境の適切な管理を行うものとする。

- (4) (1)、(2)及び(3)の縦覧場所

環境省、環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県庁及び久米島町役場

## 2 管理地区の指定

- (1) 管理地区の指定の区域

アラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区の区域の一部 261ヘクタール

( 2 ) 指定に係る管理地区の名称

ア ーラ岳キクザトサワヘビ生息地保護区管理地区

( 3 ) 管理地区の指定の区域の保護に関する指針の案

1 ) キクザトサワヘビの個体の生息のために確保すべき条件

管理地区の区域は、キクザトサワヘビの個体の生息にとって特に重要な地域であり、本種の個体の生息のためには、溪流、沢等の水質を適切に保ち、集水域の地形及び森林を維持し、水量の安定的な供給を確保することが必要である。

2 ) 生息条件の維持のための環境管理の指針

ア 工作物の設置等

本種の生息条件の維持を困難とするような、工作物の設置、宅地の造成その他の土地の形質の変更、土石の採取等は行わないこと。

イ 水面の埋立て又は干拓

本種の生息条件の維持のため、溪流、沢等の埋立ては行わないこと。

ウ 水位、水量の変更

本種の生息条件の維持のため、溪流、

沢等の水量の著しい変更を生じさせるような行為は行わないこと。

エ 木竹の伐採

本種の生息条件の維持のため、木竹の伐採を行う場合は原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の30%以下とすること。

(5) (1)、(2)及び(3)の縦覧場所

環境省、環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所、沖縄県庁及び久米島町役場

3 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、1(1)及び2(1)に記載する区域の住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

<意見書の提出先>

郵便番号 100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室